

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 3 号 >

平成28年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成28年12月14日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成28年12月14日 水曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 2 時15分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 6 号議案 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する
条例
- 2 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 3 乙第22号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収に
ついて
- 4 請願第 4 号及び第 8 号、陳情第49号、第54号、第62号、第77号、第82号、
第86号、第89号の 2、第94号、第120号、第121号、第130号、第147号、第148
号、第152号、第159号及び第165号
- 5 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 山 内 末 子 さん
副 委 員 長 瀬 長 美 佐 雄 君
委 員 西 銘 啓 史 郎 君
委 員 山 川 典 二 君
委 員 砂 川 利 勝 君

委	員	島	袋	大	君
委	員	新	里	米	吉
委	員	親	川		敬
委	員	玉	城	武	光
委	員	金	城		勉
委	員	大	城	憲	幸

委員外議員 なし

欠席委員

大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	島 尻 勝 広 君
糖 業 農 産 課 長	屋 宜 宣 由 君
村 づ くり 計 画 課 長	大 村 学 君
農 地 農 村 整 備 課 長	本 原 康 太 郎 君
水 産 課 長	新 里 勝 也 君
商 工 労 働 部 長	屋 比 久 盛 敏 君
産 業 政 策 課 長	伊 集 直 哉 君
雇 用 政 策 課 長	喜 友 名 朝 弘 君
労 働 政 策 課 長	屋 宜 宣 秀 君
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長	前 田 光 幸 君
観 光 振 興 課 長	糸 数 勝 君
文 化 振 興 課 長	茂 太 強 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	瑞 慶 覧 康 博 君
子 ど も 生 活 福 祉 部	又 吉 剛 君
障 害 福 祉 課 班 長	
子 ど も 生 活 福 祉 部	普 天 間 み は る さ ん
平 和 援 護 ・ 男 女 参 画 課 班 長	

○山内末子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第6号議案、乙第18号議案、乙第22号議案、請願第4号外1件、陳情第49号外15件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第6号議案沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成28年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）一議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書66ページをお開きください。

乙第6号議案沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例であります。

それでは議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

議案提出の理由は、土地改良法施行令の一部が改正されたことに伴い、国営土地改良事業に係る負担金のうち、県が受益者から徴収し、または市町村に負担させる負担金の利率の変更を行う必要があるためであります。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 乙第6号議案についてですが、基本的なところだけ教えてください。まず率直に、負担がふえるのかふえないのかということが気になるのと

ころですが、具体的にどういう地域の事業で、対象になる市町村あるいは受益者である農家の、これまで年5分とされていた利率が大臣が定めるものになるということですが、その辺について概要を再度お願いします。

○本原康太郎農地農村整備課長 国営事業地区は、完了地区、継続地区も含めて9地区ありますが、現在までに6地区が完了しています。順に申し上げますと石垣島の宮良川地区、名蔵川地区、あとは宮古地区。沖縄本島においては沖縄本島南部地区、そして羽地大川地区。離島においては伊是名地区という6地区が現在完了しています。この6地区の地元負担金に関して、従来年5分という支払いをしています。そして伊江地区、宮古伊良部地区、石垣島地区という3地区が現在事業実施中ですが、今回の条例改正が適用されるのはこれら以降の3地区になるかと思えます。先ほどの費用負担の率的な負担がどうなるかということですので仕組みのお話をしますと、国営事業の地元の負担金というのは、事業継続中は国にはお支払いしません。事業が完了した時点で、過去の負担分に相当するものを全部積み上げて、事業完了時に地元負担金の総額という元金をつくります。それを一括で払えということではなくて、今度はこの元金を年賦償還の方法で2カ年を据え置いて15カ年で払うというような、17年かけて支払っていく方法をとります。これは法律と施行令で定められていますが、その元金に関しての償還表を作成するときの利率について、従来は年5分。これは土地改良法が昭和24年にできていますが、そのときの基本利率を勘案して低めに設定したのが年5分ということで営々と今日まで来たのですが、去る平成28年4月1日に国が土地改良法とそれに伴う政令を改正し、農林水産大臣が定める率というものにこれを変更すると法律を改正しました。委員お尋ねの減るのかふえるのかですが、年5分というのは5%ですが、今回、農林水産大臣が定める率というのは具体的には告示というものを打ちますが、それにおいて0.6%となっています。先ほどの5%ですと、賦金率というものがありますが、それだと大体元金に対しての1.55倍の支払いになっていきますが、0.6%ですと1.06倍くらいではとまるのかと。軽減は先ほどの継続地区の3地区に適用される。最後に申し添えますが、完了地区においては財務省との協議もあり、決定事項もありまして、さかのぼっての適用はないということで法律は実施されています。

○大城憲幸委員 減るというように理解しますが、地区の確認です。これが該当するのは伊江地区、宮古伊良部地区ともう一地区どこだったかという点と、市町村あるいは受益者となっていますけれども、その対象を例えば大ざっぱに

直接農家がどれくらいいるのかを概略でもいいですので、わかればお願いします。

○本原康太郎農地農村整備課長 地元負担金は、実際概念的には市町村の負担と農家の負担、両方を足したものだというのは県営の事業のときなどには御説明していますが、幸いなことに沖縄県において行われた国営事業に関しては、関係する市町村の理解が非常に高く、農家への負担は課していません。全額市町村が地元負担を担っている状況です。先ほどの3地区は伊江島地区、宮古伊良部地区、石垣島地区ということです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 議案書90ページをお開きください。

乙第22号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

議案提出の理由は、地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第49号外3件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、新規陳情2件、継続陳情2件でございます。

それでは、陳情4件について御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情第49号から3ページの陳情第89号の2までの2件につきましては、修正はございません。

7ページをお開きください。

陳情第148号サトウキビ価格・政策確立に関する陳情、陳情者は沖縄県さとうキビ対策本部本部長砂川博紀外1人。要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

8ページをお開きください。

サトウキビは、本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。

このため、県としては、JAおきなわ等と連携し、サトウキビ生産者が意欲を持って生産に取り組み、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう、平成28年11月30日に国などに要請を行っております。

要請内容については、1、TPP協定交渉の大筋合意における甘味資源作物については、糖価調整制度が維持されたものの、政策支援の財源となる調整金

収支への影響が懸念されることから、新たな財源を確保するなど万全の対策を講ずること。

2、国内の甘味資源作物及び糖業については、現行の糖価調整制度のもとで安定的に維持・発展できるよう同制度の堅持と予算を確保すること。

3、甘味資源作物交付金については、生産農家が安心して生産に取り組めるよう地域の生産条件や経済事情を考慮し、再生産が可能となる交付金水準を確保すること。国内産糖交付金については、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう将来にわたって確保すること。

4、台風、干ばつ、病虫害等による生産への影響が恒常化する中、サトウキビ増産基金事業セーフティネット基金による早期回復への取り組みを促進するため、当該基金の次年度以降の予算を確保すること。

9ページをお開きください。

5、サトウキビの生産振興対策のため、土地基盤整備等の促進、ハーベスター等の高性能機械の導入等に必要な強い農業づくり交付金等の予算確保及び試験研究等の充実・強化のための予算を確保することなどであります。

なお、国においては、平成28年12月8日に平成29年産のサトウキビ生産者交付金を、トン当たり1万6420円と前年同様の単価水準に決定しました。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

続きまして、10ページをお開きください。

陳情第159号泊魚市場の糸満市場への移転計画の中止等に関する陳情、陳情者は泊漁港再開発推進委員会委員長山内得信。要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

11ページをお開きください。

泊漁港は、沖縄県漁業協同組合連合会一県漁連、那覇漁業協同組合一那覇地区漁協で構成する泊魚市場有限責任事業組合が市場を運営しており、那覇市を中心とする消費地市場としての水産物供給機能を有しております。

県では、小売店舗や飲食店等、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設の整備が必要であり、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、第3次那覇市水産業振興基本計画とも連携し、泊漁港の再整備について取り組むこととしております。

一方、糸満漁港は本県唯一の第3種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場としての機能を有しております。

県としましては、糸満市、那覇市及び生産者団体等に対して、糸満新市場整

備及び泊漁港の再整備について丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

なお詳細については、水産課長より説明をさせていただきます。

○新里勝也水産課長 お手元の経済労働委員会水産課関係説明資料を開いていただきたいと思います。

この資料をお配りしたのは、市場の関係について、県の基本的な立場を御理解いただきたいということで説明させていただきたいと思っています。

1 ページに、水産業基盤整備に係る計画の経緯と体系ということで、これまでの県としての糸満漁港の位置づけについて整理しています。県としては、第1次から第3次までの沖縄振興開発計画の30年間、そしてその後の沖縄振興計画の10年間の中で、糸満漁港を水産業発展の先導的中核漁港として整備、島嶼県の不利性軽減のため、水産物卸売市場の整備・再配置により物流の効率化を促進するという位置づけをしています。2番目に、現行の沖縄21世紀ビジョン基本計画、これは平成24年度から平成33年度までの10年間となっていますが、この中では消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化と、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくり。もう一つが地方卸売市場の統合と高度衛生管理型流通関連施設への再整備の促進と位置づけています。この基本計画をもとに、沖縄21世紀農林水産業振興計画、これは平成24年度から平成28年度までの5カ年間となっています。この中では産地市場の統合、集出荷体制の合理化、マグロ等の国外への販路開拓という位置づけをしています。

商工労働部でまとめている沖縄県アジア経済戦略構想推進計画、これが今年度、平成28年度から平成33年度までの計画となっていて、この中で那覇空港のANAハブ機能との連携という想定で、糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の整備、漁港及び後背地の有効活用、水産物加工処理施設の整備等について、この経済戦略構想の中でも取り組んでいこうということで位置づけをしています。一方、第3次那覇市水産業振興基本計画が昨年策定され、期間は平成28年度から平成37年度までとなっています。その中では、泊魚市場及び泊いゆまち一帯の再整備計画の検討。テーマとしては、地域に活力をもたらす魅力的な「うみ業」のまち。うみ業というのは、漁業と海洋レクリエーション等を連携した体験交流を含めた概念としてうみ業というのが使われているような表現です。これは全国的にそういう表現が出ているところです。その中の3本の柱として、漁業生産の安定化と向上、水産物の消費拡大、水産業の多角的展開と人材確保という位置づけがなされています。四角のところの矢印が上と下と両方に向っていますが、沖縄21世紀農林水産業振興計画と連携し、那覇市の水産業振興基本計画を進めていくという位置づけで表現がされているとこ

ろです。

次のページをお開きください。

県としましては、泊漁港、糸満漁港両方の課題を解決するために取り組んでいくところですが、両方の漁港の特徴を整理してみました。まず泊漁港の課題として、用地、停泊地が狭く、重要港湾に囲まれているため用地拡張ができない。施設の老朽化が進んでいるが、建てかえのための用地確保は困難である。係船岸壁の耐震工事が必要。水産物流通環境の衛生対策が不十分という状況の中で、生産額・生産量が減少傾向です。メリットとしては、消費地那覇に位置する、長年の実績がある。このことを踏まえ今後の発展性としては、消費地としての利点を最大限に活用した漁港づくりという位置づけをしています。

一方、糸満漁港については、課題として水産物の流通施設の整備が必要、市場移転に係る経費負担が発生するということが想定されます。利点としては、泊漁港の課題を解決するという方法論として矢印を斜めに引っ張っていますが、用地、停泊地ともに十分な広さがある、那覇空港からのアクセスがよくなり、物流拠点化しやすい。上記2点の理由から、国の公共事業を活用でき、高度衛生管理型荷さばき施設の整備が可能。非公共の予算はなかなか小さいところがありますので、公共の大きな予算を活用できるという意味ではメリットという評価をしています。今後の発展性としては、市場を中心とした加工処理施設等の周辺施設を一体的に整備し、責任ある、また販売力のある産地として発展させたいということで、両方一那覇市、糸満市と連携しながら、真ん中で漁業団体と連携し取り組んでいくことにしています。

次のページはイメージですが、上の図が糸満漁港に計画している仮称で沖縄美ら海市場と言っていますが、密閉型の鳥などが入らない、温度管理もやりやすいような衛生管理の可能な市場を想定しています。下の図は泊漁港を東側から俯瞰したイメージ図です。真ん中の下が既存の泊大橋です。泊漁港を右から左に斜めに横断する形で沖縄本島の西海岸道路が読谷村から南に来て、ここを通過して那覇空港の沈埋トンネルに接続するという国道の計画があります。この橋の橋脚が漁港区域内に2本立つ計画となっていて、平成29年度で実施設計をして、平成30年度着手ということは今聞いています。この辺の工事が発生することと、真ん中のコの字型で水面を囲んで岸壁がありますが、この岸壁についても平成24年度のモニタリング調査の結果、耐震基準が古いので耐震工事を行う必要があるということで、岸壁の耐震化の工事を予定しています。この工事が入ることから、泊漁港については再整備をして、先ほど申し上げた消費地市場としての再整備を検討しているところです。ただし、真ん中に灰色の建物がありますが、これが現在活況を呈している泊いゆまち、お魚センターで

す。これを生かしながら、すぐ左にある現行の荷さばき施設がある場所ですが、そこは糸満漁港に移転できれば1階を駐車場、2階をフードコートという整備を行って、県民、観光客と交流、消費が期待できるような整備をしていこうと。コの字型の上に建物がありますが、そこは漁業ゾーンとして位置づけて、泊に残るといふ考えを持つ那覇地区漁協が市場をやることを想定して、市場に使う荷さばき施設、プラス那覇市の基本計画にあるような体験、交流、うみ業などの内容を網羅した体験交流施設も入れた複合施設を想定した、うみ業支援施設というものを想定して整備してはどうかということイメージしています。泊漁港については、緑化や駐車場の確保も含めてこういった整備をしてはどうかということで、県としては位置づけしているところです。

次のページは、泊漁港と糸満漁港の用地スペースのイメージを同一縮尺にしてみました。左は泊漁港ですが、コの字型の真ん中の黄色いところが今の荷さばき施設です。糸満漁港は、右の赤く塗り潰しているところが新市場建設予定地ということで、今はめているところです。赤で斜線を引いていますが、ここが比較的自由に使えるようなスペースとしてまだまだ余っている状況です。そこに加工施設、仲買人事務所、給油、製氷、冷蔵そういうものを順次整備して行って、トータルで市場機能をここで展開しようという考えです。

次のページはそれをさらに引っ張って、左側、泊漁港は重要港湾に囲まれているものですから、なかなか面積がとれないところですが、糸満漁港については、真ん中の右側の斜めになったところが糸満ハーレーをやっている糸満漁港中地区です。南に少し漁港があります。これは南地区で、真ん中より左が糸満漁港北地区です。ここは今、岸壁の延長に対して赤で塗っているところが今使われていますが、まだまだ拡張の余地があるという状況です。こうした資料も使いながら関係者と議論していこうという考えでして、県としては今後も生産者の皆さん、関係者の皆さんの理解も得ながら、この計画を進めていきたいと考えているところです。

○島尻勝広農林水産部長 以上が、農林水産部関係の陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 本会議でも取り上げて、本経済労働委員会の所管ということで、本会議では少し時間がなかったのですが、委員会はたっぷりありますのでしっかり質疑をしたいと思いますので、御答弁もお願いします。

まず今いろいろ、水産課長からも説明がありました。今回、来年度予算に計上するもろもろ設計関係の予算といったものがありました。それはなぜ取り下げたのか。そしてその予算内容を含めて、まずは御説明をお願いします。

○新里勝也水産課長 県としては、平成29年度の予算として、糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の実施設計に係る経費を国に要望していたところ。その中で、現時点で泊漁港で6割を水揚げしている生産団体から移転について反対という意思表示がされたことから、この事業の国の採択要件の一つである取扱量8000トン、今、泊漁港で六、七千トンくらいの水揚げがあると理解していますが、この8000トン糸満漁港で取り扱いはこの生産者団体が反対する中では要件をクリアするのが厳しいということで、一旦平成29年度予算を取り下げて、平成30年度以降に向けて今、取り組んでいこうと考えているところです。

○山川典二委員 この予算はたしか50%の補助でしょうか。内容を簡単に説明していただきたいのと、もう一つ、なぜここに来て生産者が反対しているのか。その原因はどのように分析しているのか説明をお願いします。

○新里勝也水産課長 水産庁の予算ですが、水産物流通機能高度化対策事業といたしまして、国の補助率は2分の1です。所要経費として、事業費ベースで2000万円、国庫1000万円ということで要望して調整を進めていたところ。先ほど申し上げたように、平成29年度要求を見送ることとした経緯ですが、そもそも予算要求を進めるに当たっての判断として、沖縄県漁連、組合長会、流通団体の2団体の4者から、6月30日に知事宛てに糸満漁港への施設の整備及び泊漁港の再整備ということで要請があり、これで県としては業界の了解が得られているという判断のもとに、国に予算要求をしてきたものです。

○山川典二委員 6月30日に県に県漁連から要請されたという内容ですが、これは皆さんの判断が大間違いなのです。精査しましたか。県漁連の総会で、糸満移転に伴う議案は過去一回も上程されていません。生産者の皆さんへの説明—全ての代表者の皆さんに説明がされていないという事実。にもかかわらず、県漁連には内部のいろいろな事情があったかもしれませんが、皆さんに要請が来たからそれをうのみにして、そのまま進めているというところからまずスタートが間違えているのです。その辺はいかがですか。ちゃんと精査はされましたか。

○新里勝也水産課長 私どもも沖縄県漁連の通常総会にも出席していますが、その総会の中では、糸満漁港での新市場建設を前提とする給油施設整備約9000万円を含む事業計画が承認されています。固定資産取得、給油施設の整備とあわせて、通常総会では事業計画というものが議案にかかりますが、その事業計画の中の基本方針として、荷受け卸売業務移転を考慮した糸満漁港における施設整備及び泊漁港の消費地としての再整備を含む基本方針というのが事業計画の中にうたわれていまして、その事業計画を含め承認されているという議論がありました。そのことを踏まえて、県漁連としては糸満への施設整備というのが意思決定されたと県としては考えています。

○山川典二委員 このときの総会の中身は、糸満漁港に老朽化した漁船の給油施設、約9000万円です。これがメインの議論で、これならば別に反対することはありませんから、それはそれで皆さん了としたのです。ところが糸満漁港そのものに競り市場も含めて移転をするということは、一切皆さん了解もしていないし議題にも上がっていない。いいですか皆さん、陳情書の原本がありますから、陳情書に基づいて細かく議論をしたいと思しますのでよろしいでしょうか。

沖縄県知事翁長雄志殿宛てに、泊漁港再開推進委員会委員長山内得信様から陳情が出ています。この泊漁港再開推進委員会というのは、那覇地区の7組合の漁業協同組合の皆さんですが、泊魚市場の糸満市場への移転計画の中止等についての陳情です。その中の4行目、「ところが県漁連は、泊魚市場競り機能を糸満への移転については総会でも決議されておらず、糸満に移転するなら漁船給油設備—先ほど言いました、燃料タンクの新設等を整備するという前提で、その関連の予算を可決したものであり、移転を問う議案さえ上がっていない状況であります。」これはそのとおりでよろしいですね。

○新里勝也水産課長 先ほど申し上げましたように、私どもが出席した県漁連総会の中ではそういう議論がなされて、糸満漁港への移転を前提としてそういった議論がなされた上で承認された。これは県漁連執行部からもそういう認識と聞いていますので、県としてはそういう理解をしているところです。

○山川典二委員 実際、県漁連が7割も出資して、有限責任事業組合—LLPですか、そういうものがあるわけです。そういう中で実際の生産者の、魚を毎日とる、揚げるそういうプレイヤーの皆さんです。そうした皆さんに全然そういう認識がなくて、県漁連の一部の皆さんの話をそのままのみにしているところ、まずボタンのかけ違いが1つあると思いますよ。

「また、沖縄県からの説明は糸満移転ありきで、泊の課題を検証した資料さえ提示せず、糸満漁港での新市場整備でのみ解決できるものとして」おり云々とありますが、泊の課題を検証した資料等も、仮に糸満漁港に移すということであれば、これは県も含めて県漁連も御相談しながら、具体的に漁業生産者の皆さんに提示する必要はないのですか。

○新里勝也水産課長 県としましては、この間県漁連を初め各団体へ説明はしてきたところですが、結果的に説明不足ということについては、我々の対応が足りなかったということで反省しているところです。県としては、泊漁港の再整備の困難性について現在資料も整理して、情報も提供しながら改めて説明し、理解を得られるように進めていこうと考えています。

○山川典二委員 陳情書の中段です。「我々泊地区漁業生産者の意向も無視し、那覇市の第3次水産業振興基本計画にも合致しておらず、到底納得できるものではありません」ということですが、那覇市との調整はどういう状況ですか。

○新里勝也水産課長 那覇市のこの基本計画、昨年度策定されていますが、その中の委員として私も参加させていただく中で、県の考えも説明させていただいたところです。その中で、糸満漁港と泊漁港について役割分担をしながら、両方を反映できるようにという議論をしてきたつもりで、その中でも今回この7団体に入っている生産者団体の組合長の皆さんも入っていますが、糸満漁港にみんなで行ってやろうという議論もなされた経緯もあります。そのことも踏まえて、県として先ほどの説明にありますように、沖縄県の農林水産業振興計画と那覇市の水産業振興基本計画について連携していくという意味で、整合しているものと認識しています。

○**山川典二委員** あくまで糸満漁港に早く移転させたいという県の意向がよく見えるのですが、生産組合の皆さんといろいろな意見交換をする機会がありましたし、私もこれまで那覇市議会議員を5期やりましたから、関係者の皆さんとは日ごろから意見交換をしている立場にあるのです。そういう中で、別に皆さんもわざと反対をするという立場ではないのですよ。基本的にしっかりと話し合いができれば、それはよしとするところもあるし、そうでなければ課題として解決していこうではないかというスタンスです。こういう人たちが、純粋に沖縄の水産業の発展のため、そしてその屋台骨を支えている、泊魚市場の組合の皆さんが一プライドもあります。そういう皆さんがわざわざ反対するというのは、普通考えられないことなのです。その原因はどこにあるのですか、県になかったのですかということをお聞きしたいわけですが、糸満漁港ありきで進むからこういうことになっているのではないのですかということ。ちゃんと泊魚港のほうをもっと検証して、実際、泊魚港の沖縄県全体に占める生産量、あるいは取扱高も過半を超えます。マグロにおいては6割です。そういう現状も、つまり糸満漁港に、仮にですが、競り市場が一本化して移った場合の功罪というものがあるはず。そういうことをしっかりと検証して、皆さんにきちんと議論をしたのかどうかということが聞きたいのです。いかがですか。

○**新里勝也水産課長** 我々は、そういう関係者への説明をきちんと対応するということは当然のことです。そういう認識を持っています、これまでもずっと働きかけをして説明、議論をしてきたつもりです。ただ一部の漁業協同組合一漁協については一貫して反対という漁協もありましたので、そこについては説明に入り切れなかったことと、我々ももう少し踏み込んで議論すべきだったかということについては、反省事項として考えているところです。

○**山川典二委員** 一部の組合とはどこですか。差し支えなければ出してください。

○**新里勝也水産課長** 泊にある那覇地区漁協は、以前から移転については自分たちは反対、残りたいという意思は一貫して示しています。

○**山川典二委員** この那覇地区漁協との話し合いをしっかりと一今、まだというような話もありますが、突っ込んだ話をされましたか。

○新里勝也水産課長 那覇地区漁協については反対というスタンスが明確に示されていて、それ以外の方々とはどんどん議論をしていて、みんなで糸満漁港に展開して泊漁港を再整備しようという議論をしていたところ、那覇地区漁協はなかなかかたくなに我々の説明を受けてくれなくて、結果、説明不足になったのかと考えています。

○山川典二委員 この那覇地区漁協との話し合いがなかなかできなかったというその経緯は、過去何年あたりからそういう状況が続いているのですか。

○新里勝也水産課長 平成12年に泊漁港の関係4団体、県漁連も含めて覚書を交わして、泊いゆまちを整備するその契機として、糸満で産地市場、泊は消費地市場として整備していこうという覚書が交わされて、ただ、そのときも那覇地区漁協は自分たちは残りたいという意思表示をしています。その後、那覇地区漁協を除く生産者団体等から県漁連、県宛てに糸満漁港に早く整備してほしいという要請があり、それで県としては議論を進めながらきょうに至っているところですが、那覇地区漁協はその時点から一貫して泊に残りたいという意思がありましたので、ほかの生産者団体に比べると、我々の説明が結果薄かったということについては、反省事項かと考えています。

○山川典二委員 そういう那覇地区漁協の意向がありながら、今こうして進めているわけですね。那覇地区漁協の水産高といいますか、扱いはかなりのものだと思います。何割くらいですか。

○新里勝也水産課長 先ほどのLLPという卸団体が扱っている市場、泊魚市場有限責任事業組合の扱い量としては、平成27年の数字として7500トン程度という数字があります。

○山川典二委員 先ほど8000トン、14億円以上が国の採択要件にあるという話がありました。7500トン揚げていますから、皆さんの努力によれば8000トンは可能だと思いますが、いかがですか。そういう可能性はないのでしょうか。資料には縮小と書いてありますけれども。

○新里勝也水産課長 先ほど8000トンと申し上げたのは、採択基準の一つが8000トンですが、国の大きな方向性としまして、漁業者、漁船が減少していく中、漁港も少し遊休化している地区もあるということで、漁港あるいは市場の

再編・統合という大きな流れがあります。ある漁港には市場などを集中して、ある漁港は養殖、交流などというように再編・統合という考え方が1つあります。あと、国の大きな施策として、農林水産物の海外輸出の促進もあります。その大きな考え方の中で、県としては再編・統合ということで、今3つある中央卸売市場を統合して、再整備をして、県外・海外展開を進めていく。さらに消費者への安全安心な衛生管理が行き届いた水産物の供給ということで、加工処理施設も荷さばき施設と一体化して、安全安心な水産物を供給するという大きな考え方のもとに計画を立てていくことによって、この当該事業の採択が見込めるものと考えています。

○山川典二委員 要はいつ、どこで、糸満漁港への移転方針が決定されたのですか。少し戻ります。もう一回その確認をさせてください。皆さんの見解でいいです。

○新里勝也水産課長 先ほど少し経緯の中で申し上げましたが、平成12年に、泊漁港における沖縄県水産物流通総合センター整備計画に関する覚書というのが沖縄県漁連、那覇地区漁協、沖縄県近海マグロ漁業協同組合、沖縄鮮魚卸流通協同組合で交わされまして、その中で糸満漁港に新たな施設を整備して移転するというものが県にも提出されています。そのことがスタートとして議論を進めてきた経緯があります。

○山川典二委員 これは泊地区の漁業生産者7組合、今お話をした組合の方も入っています。組合長の印を押されて、県漁連宛てに泊魚市場競り機能移転撤回要請書。そういったものが出ているわけです。過去、平成12年の話ならばこれは経緯がありますけれども、やはり時代環境も変化して、そういう中で今、競り機能は泊漁港から移したくないと。そういう生産者の代表的な7組合の皆さんが、こうして今出しているわけです。そういうことについて、議論を柔軟性を持って対応はできないのかという話です。行政は継続性ではありますけれども、現実的な話です。7組合の皆さんが糸満漁港へ行かないと言っているわけですから、そのための陳情も出ているのですから。それに対して一別に糸満漁港が悪いということではないですよ。すみ分けということをおっしゃったように、アジア経済戦略構想も含めて、将来的には第3種漁港ですから。第3種というのは全国どこでも漁船を受け入れるという漁港です。泊漁港は第2種ですから、地域が主体ですよ。そういうことも含めて、すみ分けというのは将来構想としていいですよ。現実的に、きのうの競りも泊漁港は50トンくらい

揚がっていますよ。きのうの扱い高が2200万円くらい。けさはちょっとわかりませんが、こういうものが毎日市況情報として出るではないですか。やはり活気があって活発なのですよ。現実的に80万人の消費地を抱えていますから。それはそれとして、おっしゃるように衛生面や岸壁の老朽化というものがあるわけですが、それはそれで整備を見直すということに重きを置きながら……。競り市場についても、泊漁港を入れて今の競り市場ではなく奥のほう—この間廃船の処理がありました。その地域を整備すれば、糸満漁港とほぼ同じくらいの競り市場の面積が確保できる可能性もあるのです。私も見ましたけれども、そういうこともあって、やはり今、こうして陳情も関係団体から出ているわけですから、それをもう少し……。先ほども言うように、平成12年の話とかを金科玉条のごとくではなくて、もっと柔軟性を持って対応するのも、行政の一つの方向性としてそういった度量も必要だと思います。

この陳情の中でもう一点だけ、真ん中です。「さらに泊漁港の取扱量の6割を占める私ども泊地区漁業生産者は、糸満への移転には反対であり、県が計画している市場は、高度衛生管理型荷さばき施設の計画規模にはならないことから、新糸満市場移設建設計画はできないものと考えており、中止すべきであります。」県が計画している市場は、高度衛生管理型の荷さばき施設の計画規模にはならないと書いてありますが、これはどういうことですか。説明をお願いします。

○新里勝也水産課長 これが先ほどから説明している8000トンの採択要件という意味だと受けとめています。

○山川典二委員 ですから、糸満漁港では8000トンでは可能ですか。

○新里勝也水産課長 我々の現在の計画としては、那覇地区漁業協同組合は以前から残ると言っていますので、それ以外の生産者の方々が糸満漁港に水揚げしてくれれば、8000トンは何とかクリアできるのではないかと考えています。

○山川典二委員 その思いだけでそういう話をしないでください。根拠を示してください。

○新里勝也水産課長 そういう想定で予算要求をしていたところですが、このような要請もありますように、この要件に達しない見込みが出てきたことから、一旦予算要求を見送ったところです。

○**山川典二委員** 仮に、来年度もこの予算計上ができなかった場合はどうなりますか。

○**新里勝也水産課長** 平成30年度で何とか予算要求させていただけるように、生産者の方々に丁寧に説明して、理解を得たいと考えています。

○**山川典二委員** これは5年の計画ですよ。この漁港漁場長期整備計画というのは5年ごとですよ。来年、仮に皆さんが努力して頑張ったが、結局説得できなかった、調整できなかったと。見送る可能性もあるわけです、2分の1は。その場合はどうなりますかということです。

○**新里勝也水産課長** 漁港漁場整備長期計画は、平成29年度を初年度として5カ年の計画となっていますが、その計画の2年目に何とか入れられるように理解を求めていきたいと考えています。

○**山川典二委員** 理解はわかります。事実関係を一想定で答弁してください。仮に来年度の調整ができなくて、その次の年に計上ができなかった場合は、この5年の事業は非常にハードルが高くなると思います。それを見送る可能性も2分の1は残されているのかどうかということを知りたいのです。それでもやるのか、3年目、4年目に。

○**新里勝也水産課長** 繰り返しになりますが、5カ年計画の2年目に何とかたどり着くように頑張っていきたいと思っています。

○**山川典二委員** そろそろ締めたいと思いますが、陳情書の最後に要望事項があります。1、泊魚市場の競り機能の糸満市場移転計画について見直すこと。2、泊漁港及び泊魚市場を産地及び消費市場の拠点として再整備すること。3、県、市、県漁連の連携による泊漁港及び泊魚市場再整備を迅速に取り組むこと。4、泊魚市場における競り機能の継続並びに一本化すること。この4点の中で、最後の競り機能の継続並びに一本化することについては、今の段階でいいですかから見解をお願いしたい。農林水産部長はいかがでしょう。

○**島尻勝広農林水産部長** 今、担当課長からずっと説明があるように、長年の懸案事項でありました。消費者等も含めて衛生面、あるいは耐震性、あるいは

再整備についても、泊漁港については一定の整備を入れないと厳しいところがあります。今おっしゃるように、4の競り機能の継続並びに一本化することについては、今の事情からいくと非常に厳しいかと認識しています。

○**山川典二委員** 今の状況で一本化は難しいという理由を知りたいのです。そこが生産者の皆さんも知りたいところです。

○**島尻勝広農林水産部長** 継続的にとということであれば、例えば糸満漁港への移転を含めて、現状の中の継続一本化ということについては、将来的に耐震性や衛生面、公共事業の整備など一つ一つチェックしていかないといけない状況の中で、継続ないし一本化ということについては、意見交換しながら調整することが必要かと思っています。

○**山川典二委員** その意見交換、調整機能がある意味十分でないからこういう陳情が出てくるわけです。やはりこれは非常に大きなテーマです。今後の沖縄県の水産業を含めて、あるいはアジア経済戦略構想の中でも非常に大きなテーマですから、泊漁港の再整備を集中的にやりながら、一方で第3種漁港としての機能を発揮させながら、そういう設備環境を整えていく。同時にアジア経済戦略構想の中で、アジアにもこうしておいしい新鮮な魚を届けるという。ですから、すみ分けの機能というものが私は少し議論が足りないような感じがしますが、その辺はいかがですか。もう少し、今、競り機能ありきとかそうではなくて、水産課長は構想をおっしゃったではないですか。そうであれば、もう少しわかるように、明確に糸満漁港と泊漁港の役割というものを、将来の構想の中にもしっかりと県民の皆さんあるいは生産者の皆さん初め、関係者の皆さんにもわかるように作業は必要だと思います。いかがでしょうか。

○**新里勝也水産課長** 山川委員がおっしゃるように、このことについては非常に水産行政として長期的に重い課題という認識をしまして、復帰後四十数年来の非常に大きな課題と認識しています。その中で、県としましては、県内全体の水産物の流通拠点として糸満漁港は位置づけしてきています。片や泊漁港については、那覇市を中心とする消費圏への水産物の供給という非常に重要な役割を担ってきています。今後はこの両方の機能を一産地と消費地という表現もありますけれども、具体的に言いますと、糸満漁港においては、例えばマグロですと四つ割りをして県外、海外に、頭や内臓はとって、正味肉だけを供給するような役割。泊漁港においては、消費者が来てくれる地理的条件もあり

ますので、そこに最終的な商品、小売、レストランなどの店舗、そういう役割を泊漁港では担っていただいて、両方連携することによって相乗効果が発揮できる。ひいては県内水産業の振興につながると考えていますので、それについては生産者あるいは消費者の立場も含めて、理解をしていただけるように取り組んでいきたいと思えます。

○山川典二委員 そういうことで今おっしゃったように、本当にすみ分けをしっかりと将来構想の中で位置づけながら、それでも目前でやることもありますから、例えば那覇市の泊漁港の整備であるとか、そういうこともしっかりとやっていただきたいと思えます。もう一度最後に、農林水産部長の決意を聞いて終わります。

○島尻勝広農林水産部長 復帰後長年の懸案事項ということで、関係機関の考え方も多々あるということは認識しています。特に、この生産者団体の今回の要請については、委員のおっしゃるように意見が十分に交換されなかったということも十分反省しています。ただ将来的には衛生面、あるいは耐震性いろいろな状況で待ったなしの状況があります。そういう面では、国や関係機関の意見も聞きながら、お互いに否定するわけではなく、お互い生きていける将来性をどうするかということが大事だと思います。その辺については、当然それぞれの意見もありますので、その辺は最大限に尊重しながら、どういう形ができるのかどうか。それは糸満漁港も、泊漁港、那覇市も同じような考えがあるかと思えますが、委員がおっしゃるように、生産者団体からの懸案事項というものも我々も払拭し切れていないのは当然認識していますので、この辺はどういう形でできるのか。将来的には、今、観光客がこれだけふえる、あるいは県民もふえて那覇市の消費地としての市場が非常に脚光を浴びている中で、どういう形でまた残していけるかどうかということも、お互いの立場を尊重しながら意見交換していきたいと思っています。その辺については、協議の場所も従来のフリーの意見交換ではなく、お互いにある程度設置できるような協議会の場も含めて、継続しながらお互いの意見を尊重できるような形でやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○山川典二委員 やはりクールヘッドとウォームハートといいますか、コミュニケーションが足りないと思えます。しっかりとその辺は迫力を持って、腕力を発揮して問題解決に当たってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 沖縄漁業基金がことしで使い切れないということでしたが、延長はどうになりましたか。繰り越しはどうになりましたか。

○新里勝也水産課長 日台漁業取り決めの影響を緩和するということで設置されました沖縄漁業基金につきましては、最初の計画期間が今年度までの3年間となっていて、次年度以降も継続して現在の事業は対応していただくようにということで、ことしの8月に業界団体と一緒に国に要請してきました。その中の国からの説明としては、平成29年度も継続して基金が使えるように財政当局と調整していくというコメントをいただいています。最近の情報でも、その方向で調整はしていると聞いていますので、平成29年度も継続して基金は活用できるものと認識しています。

○砂川利勝委員 残はざっとどれくらいですか。

○新里勝也水産課長 今年度末の現時点での見込みで、残りが33億円程度という想定をしています。

○砂川利勝委員 私たちは水産庁と勉強会、意見交換会をやってきました。いろいろこちらからも要望したのですが、もちろん継続はしていただきたいと。それで、もうちょっとキャッチボールをやってほしいというか、国からそういう話がありました。県も含めて、県漁連含めて、もうちょっと意見交換をして一監視船も重要ですが、要はもっと残るもの、集魚灯をやったらえ縄ができないとか、いろいろな漁業者の方からそういう意見がいろいろあるのです。結果的にキャッチボールがうまくできていないという話を言っていたので、ぜひとも県ももちろんやってほしい。そして県のほうから県漁連に対しても、もうちょっと生産者の反応も漁民の意見も聞いて、実のあるものをしてほしい。相手側も我々もそう思っていますから、その辺はどうですか。

○新里勝也水産課長 当該基金のメニューについては、公益財団法人沖縄県漁業振興基金の中に設けられた事業検討委員会の中に私も参画していますが、先島含めて各地域の漁業者代表に入らせていただいています。その中で、メニューの見直しについては議論をしているところです。その結果を踏まえて、水産庁

の駐在が沖縄総合事務局にいますので、ここを通して国とはやりとりしていると聞いています。さらにその密度を高めて国とは議論していくように、業界と連携して取り組んでいきたいと思っています。

○砂川利勝委員 国もしっかり話を聞くと言っていましたので、そこはやはり率直にこういう見直しをしたいのだが、それをクリアするためにどうするかというのはお互いに言って、クリアをして、結果的に漁業者にプラスになる方向でやっていただければいいのかと思っています。お互い聞く耳は持つと思いますから、遠慮しないでどんどん話をしていただきたいと思っています。ひとつよろしくをお願いします。

次に、サトウキビのセーフティーネット事業、さとうきび増産基金事業です。これは平成29年度はどれくらいを予定していますか。要求はどれくらいしていますか。

○島尻勝広農林水産部長 平成29年度も、引き続き7億円程度の予算措置をすることを聞いています。

○砂川利勝委員 この7億円規模で間に合っているのでしょうか。

○島尻勝広農林水産部長 従来の増産基金事業と違って、セーフティーネット基金ということで発動要件等がかかっているものですから、その辺については国からは柔軟にということは聞いていますが、やはり発動要件を踏まえながら、7億円の中では十分活用できるのかと認識しています。

○砂川利勝委員 それはそれで結構だと思いますが、あとは増産基金です。これは幾らですか。

○島尻勝広農林水産部長 増産基金がイコール、セーフティーネット基金事業になっているものですから……。

○砂川利勝委員 ことしは大豊作だといろいろ聞いていますが、その結果は少し出ているのかと、評価できるのかと思っています。ただ、やはり天候に左右されますので、その点は加味しながらぜひやっていただきたい。株出しや防除機械の補助も陳情の中に入っていました。これは各地区にどの程度の割り当てがされているのか。年次計画のようなものがあるのかないのかを教えてください。

さい。

○島尻勝広農林水産部長 基本的には国の事業で高性能機械ということで、ハーベスターの高性能機械については、県も基本構想をつくって計画的に導入していこうということで入れています。株出し管理機、トラクターについては一体型ということで、ハーベスターとあわせながら入れています。ただ、今株出し管理機についても増産基金事業で昔のアール事業、その辺である程度入れましたが、オペレーターがちょっと欠けていたり利用料金の設定、その辺については以前のようにアール事業で支援するなりということが今欠けているものですから、その辺については関係機関と調整しながら、一体的に整備できるように、関係機関の意向を聞きながら導入していきたいと思っています。

○砂川利勝委員 株出しが、結構石垣地区あたりでも今積極的にされているのですが、やはりそれはしっかりと機械でやらないとなかなかうまくいかないと思うのです。ただ株を立てるだけではなかなかうまくいかないのです。その点はいろいろ生産組合があれば、当然そういったところにも手厚く—JAだけではなくてほかの組織にも、そういう組織があればしっかりと対応していただきたいと思います。

次に離島の竹富町、集中脱葉機の件ですが、これはどうですか。どういった進め方をしていますか。

○屋宜宣由糖業農産課長 竹富町小浜島ですが、こちらについては町の単独予算で今回3500万円の計上がされています。来週12月19日から設置工事が始まると聞いているところで、その後、年末にかけて試運転を行って、1月13日から稼働する予定となっています。西表島ですが、10月4日に初めての第1回検討会を県、町、JA、生産者の皆さんに加わってもらって、その中で検討会を重ねて、12月1日までに第4回までの検討を進めています。この4回の作業部会の中で、まず国の事業を活用しようということで方向性を定めて、今現在、強い農業づくり交付金事業、もしくは国の産地パワーアップ事業のいずれかを使って導入していこうということで、計画の策定作業を進めているところです。早ければ、来年の事業にもということが町のトップからの指示といたしますか、希望があるのですが、計画の全体像の進捗としては、6割くらいまで進んでいると報告を受けているところです。

○砂川利勝委員 ぜひこれはやっていただいて、やはり労働者不足というのが

なかなか解消されていないので、ハーベスターを使うなり無脱葉で収穫するなり、そういう体制をとっていただきたいのが1つです。

それで労働者不足の要請もここにあるのですが、これは県はどのような考えですか。例えばJAに外国人研修生を入れるとか、そういった考え方はありますか。

○島尻勝広農林水産部長 特に西表島と離島を含めて以前やっていた援農隊は正式に募集しないということで、各製糖工場、各関係機関で募集をかけているところですが、非常に厳しいということを知っています。南大東島など、その辺については一部外国人研修生を入れたりしてはいるのですが、3年間の限定の中で継続的なものをどうしようかということで、今回、JAがそういう外国人研修生も入れて強化していくと聞いていますが、この辺については、全体的に離島に行けば行くほど労働力不足が顕著であることも認識していますので、この辺は関係機関と、あるいは事業の中でどう取り組んでいくかを検討していきたいと思っています。

○砂川利勝委員 どうしても宿泊施設をつくってあげないといけないのかと思っています。それはJA単体でできるのか、そこら辺はわかりませんが、後押しするメニューがあれば一体となって……。宿泊施設がないことには、なかなか人の確保は難しいと思うのです。これはサトウキビだけではなくて、今JAあたりでもパイナップルの加工場とか、いろいろなところで人手不足なのです。我々がやっているたばこもそうですが、ぜひ宿泊施設まで考えているのであれば、何かメニューを探して後押しをしていただきたいと思います。

最後に土地改良。石垣市における土地改良の採択がおくれていると思うのです。予算確保が難しいのか、この辺をちょっと説明してください。

○大村学村づくり計画課長 まず、平成28年度の農業農村整備関係の予算については、一般会計ベース、これは全体予算として国営、県営、団体営、ソフトも含めてですが、全体で304億円になっています。その中で、かんがい施設整備や圃場整備等の農業関係の予算は国営事業で67億円、県営事業で178億円、合計で244億円となっています。引き続き平成29年度においても、8月時点において全体で今年度並みに要求しているところですが、補助事業関係はほぼ100%近いところで概算要求が認められているところではありますが、ハード交付金が執行率や繰り越し、不用等の査定が入りまして、大幅な減額というところになっています。また、せんだって新聞報道でも結構予算を切る方向で動いて

いますよというところがありますので、今後、特に補助事業よりも沖縄振興一括交付金のハード事業がどうなるかというのは危惧しています。

○砂川利勝委員 国営事業は石垣地区のあちこちで進んでいるのです。やったのはいいけれども、それに付随していく工事ができないとなると、何のためにこれを行っているのかわからないし、頑張っただけで予算を確保しなければいけないと思うのです。皆さんがしっかりこれをしていかないと、ちぐはぐな流れになるのではないかと思います。その辺はどうですか。

○大村学村づくり計画課長 その件については先ほど申し上げたように、平成29年度概算要求においても、特に国営附帯については重点施策だということで要求もやっているところです。

○砂川利勝委員 だから国営は国営で進んでいくのですよ。皆さんが、例えば県や市がそれを確保できなかつたら、片方だけ進んで片方は何もやらないよということになったら、これは何のための工事かと……。要は生産農家も同意をして、それを早く入れて、早く土地改良して生産を上げていくのが目的なのです。そこに合わせていかないと、予算確保に全力を挙げてやらないと物事はうまくいかないのではないですか。どうですか。

○大村学村づくり計画課長 先ほども申し上げましたけれども、国営附帯の関連事業については重点的に予算配分をするということで、今、その要求もやっているところです。

○砂川利勝委員 だから、大幅に切られそうなのところがあるのでしょうか。大幅に切られないように、理由をつけてやらなければいけないのではないのかという話です。

○大村学村づくり計画課長 大幅に切られそうという事業は、沖縄振興一括交付金のハード交付金側で、一括計上の補助金側は対前年比100%ということですので、それについては国営附帯の地区が結構入っていますので、予算要求も要求額に沿うような形で確保、要求しているところです。

○砂川利勝委員 とにかく、せつかくやっていく工事ですので、もちろん今やっている工事も全部できているわけではないと思う。うまく予算をとるという

ことが全体的にうまくいくのではないかという話ですので、そこは全力を挙げてやるべきでしょうということなので、農林水産部長、当然やっていかなければできない話なので、その辺を説明してください。

○島尻勝広農林水産部長 土地改良については、復帰後ずっと本土並みといただきますか、基盤整備については今進めているところですが、予算措置については、平成28年度予算執行率についてもかなり出先機関の職員も含めて執行率を上げています。沖縄県庁の中でも、農林水産部の中でできるだけ予算確保をするように頑張りますので、この辺については地元の要望にできるだけ沿うような形で努力していきますので、よろしくをお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第18号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして、御説明いたします。

まず初めに、本日使用する資料としまして、議会配付資料であります平成28年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）—議案書と議案説明資料であります。

また、参考資料としまして、沖縄バイオ産業振興センターの概要説明資料を配付しております。

それでは、議案書の86ページ及び議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案は、沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244号の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖縄バイオ産業振興センターの管理は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例に基づき指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、バイオ産業振興センター運営共同体を選定しております。

なお、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする予定であります。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これよりに乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情第86号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております平成28年第6回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が3件、新規陳情が4件となっております。

継続陳情 2 件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

まず、処理方針に修正のある継続の陳情について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

陳情第86号再生可能エネルギー発電設備から住環境を守ることに関する陳情について、御説明いたします。

この陳情につきましては、ことし11月に国が主催する県内市町村との意見交換会が開催されたことにより、2 ページ目の下線部分を追記したため、処理方針を変更するものであります。

次に、新規陳情 4 件について御説明いたします。

7 ページをお開きください。

陳情第130号再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する陳情について御説明いたします。陳情者は大宜味村議会議長平良嗣男。

当陳情は、先ほど継続陳情として御説明しました大宜味村からの陳情第86号の内容と趣旨が同様であり、陳情処理方針も同じであることから、陳情の要旨、要望の理由、処理方針の読み上げを省略させていただきます。

次に、9 ページをお開きください。

陳情第147号県立職業能力開発校における自動車整備科の再編計画に関する陳情について御説明いたします。陳情者は一般社団法人沖縄県自動車整備振興会会長桃原嵩外 3 人。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

平成28年 3 月に策定した沖縄県立職業能力開発校整備基本計画において、具志川・浦添両校に設置されている自動車整備科につきましては、具志川校へ統合し、浦添校の自動車整備科は、訓練生の募集を平成29年度をもって終了することとしております。これに伴い、職業訓練指導員や訓練機材等の集約・再配置及び民間専修学校との重複緩和を図るなどの観点から、現在の定員45名から20名にすることとしております。自動車整備科の定員については、職業能力開発校の適切な規模及び運営にもかかわることから、今後、業界団体等と意見交換を行い、検討してまいりたいと考えております。

次に、11ページをごらんください。

陳情第152号女性が仕事と生活を両立させて働き続けられることができる施策の拡充を求める陳情について御説明いたします。陳情者は沖縄県母親大会連絡会共同代表久手堅幸子外 1 人。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず、1 について御説明いたします。

ILOの189ある条約のうち、現在、我が国は49の条約を批准しているところです。未批准条約については、国において我が国の実情等も勘案しつつ、国内法制との整合性を含め検討を行っているところであり、今後とも国の動向を注視していきたいと考えております。

女子差別撤廃条約関連の処理方針については、子ども生活福祉部の職員に説明を求めたいと思います。

○普天間みはる子ども生活福祉部平和援護・男女参画課班長 続きまして御説明いたします。

国においては、女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開に努めることとしています。また、選択議定書の締結については、国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や実施体制の検討課題があるとして、現在各方面から寄せられる意見を踏まえ、政府において検討を進めるとしています。県としましては、今後とも国の動向を注視していきたいと考えています。

○屋比久盛敏商工労働部長 続きまして、2について説明いたします。

国においては平成28年3月に育児・介護休業法を改正し、子の看護休暇を半日単位で取得できるといった柔軟化や育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等、両立支援制度の整備を図ったところであり、平成29年1月1日より施行されるところです。

県においては、事業主に対し、セミナーの開催等により育児・介護休業法等の労働関係法令の普及啓発に取り組み、働き続けられる環境の整備を図るとともに、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を認証するワーク・ライフ・バランス企業認証制度を推進するほか、労働者の処遇改善に努めております。

また、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいては、女性の仕事と家庭の両立等に関する相談、労働相談業務を行っており、今後とも仕事と生活の両立支援に取り組んでまいります。

続きまして、3について御説明いたします。

期間の定めのある雇用、いわゆる非正規雇用については、雇用が不安定であることに加え、一般に賃金が低い等の課題があると認識しております。

非正規雇用の多い本県の実情に鑑み、県では沖縄労働局と連携し、経済団体等に対して非正規雇用、労働者の正社員転換等に係る働き方改革の推進に関する要請を行っております。

また、正規雇用転換や労働者の処遇改善及び人材育成に係る事業等を実施しており、引き続き正規雇用化の促進及び労働者の処遇改善等に取り組んでまい

ります。

続きまして、4について御説明いたします。

最低賃金の決定については、最低賃金法に基づき、都道府県労働局長が公益、労働者、使用者を代表とする同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査・審議を求め、その意見を聞いて決定しています。

国は、去る7月に開催された経済財政諮問会議において最低賃金を年率3%程度をめどに引き上げ、全国加重平均1000円を目指すとの方針を示すとともに、中小企業・小規模事業者の支援に万全を期すとしており、県としましても国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、14ページをお開きください。

陳情第165号軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情について、御説明いたします。

陳情者は沖縄高等特別支援学校研究会代表者高山邦夫外1名。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず、1について御説明いたします。

障害者の定着率について、県では障害者就業・生活支援センター—ナカポツセンターにおける定着率について把握しており、平成26年度に就職した者の1年後の定着率については78.5%となっております。

続きまして、2について御説明いたします。

障害者の身近な地域において日常的な支援を実施する障害者就業・生活支援センターは、北部・中部・南部・宮古・八重山の5カ所に設置されています。

同センターには、県商工労働部において障害者雇用開拓・定着支援アドバイザーを4人配置しているほか、沖縄労働局所管の就業支援担当者等が19人、県子ども生活福祉部所管の生活支援担当者が10人配置されております。

県としましては、沖縄労働局など関係機関との連携を図り、引き続き同センターの充実に向け取り組んでまいります。

子ども生活福祉部関連の処理方針については、子ども生活福祉部の職員に説明を求めたいと思います。

○又吉剛子ども生活福祉部障害福祉課班長 当陳情の2に係る子ども生活福祉部関連の処理方針について御説明いたします。

一般就労を行う障害者については、障害者就労・生活支援センターにおいて生活支援員を配置し、就業に伴う日常生活に関する相談など職場定着に向けた支援を行っています。今後とも一般就労を行う障害者への支援に努めてまいりたいと思います。

以上、当陳情の2に係る子ども生活福祉部関連の処理方針について説明を終わります。

○屋比久盛敏商工労働部長 続きまして、3について御説明いたします。

国の支援機関である地域障害者職業センターは、中核的な機関として専門的な就業支援を実施しており、県内に1カ所設置されています。関係者等に対する周知・広報につきましても、県としましても当該センターに対して要望してまいります。

続きまして、4について御説明いたします。

障害者の求人開拓等について、ハローワークを所管する沖縄労働局に確認したところ、障害者の均等な就業機会を確保するため、軽度・重度や障害種別にかかわらず一人一人の障害の度合いに応じたマッチングを行い、求人の確保につなげているとのことでした。

県においても、障害者に対し職場に適応するための訓練等を実施しており、引き続き沖縄労働局と連携し、企業開拓等障害者求人の確保に努めてまいります。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第165号軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情の1、障害者の離職率及び定着率を把握することというところで1年後が78.5%とありますが、これは2年後、3年後とさかのぼってもいいのですが、やはり1年後というのは高いと思いますが、2年後、3年後がわかれば教えてください。

○喜友名朝弘雇用政策課長 先ほどの平成26年度78.5%ですが、その前の平成

25年度が80.9%となっています。

○山川典二委員 そうではなくて、数字は少し前でもいいのですが、例えば平成24年度とか、その後3年くらいの定着率というのは私は非常にどうかなと思っていて、少し低くなってくるのではないかと。その部分が重要なので……。資料がなければいいのですが、もし参考資料で何かあれば。

○喜友名朝弘雇用政策課長 今、把握はされていませんが、国も把握はされていなくて、ただ、国ではこの定着率というものが重要だろうということで、今後そういった事業、仕組みをつくっていくという情報は聞いているところです。

○山川典二委員 国は国でいいけれども、県はどうするかという話だと思うのです。県の皆さんもこれはやるべきだろうと思うけれども、いかがですか。

○喜友名朝弘雇用政策課長 沖縄労働局と子ども生活福祉部と商工労働部、3者でナカポツセンターを運営といいますか活動しているわけですが、この辺が今、議論しているところで、今後対処していきたいと考えています。

○山川典二委員 これは非常に重要だと思います。1年後は高いです、大体。ところが2年後、3年後、もっと言えば……。もう少し本当に定着するのかどうかという問題は非常に切実な問題だと聞いています。

それからもう一点。ハローワークの充実を図るという部分ですが、障害者の軽度・重度や障害者種別にかかわらず一人一人の障害の度合いに応じたマッチングを行い、求人確保につなげているということですが、これは実績ベースで、もしあれば後刻でいいので委員会に資料を提供していただきたい。実態を知りたいのですよ。項目別にどういう業種に一まあ業種・業態も狭まると思います、そういったデータというのはあるのですか。

○喜友名朝弘雇用政策課長 ハローワークの障害者登録別—これは平成27年度の資料を御説明しますが、就業中で身体・知的・精神・その他というような分け方で今は把握しています。就職を希望しているができていない方々もこの種別ごとに把握はしています。

○山川典二委員 この資料を後刻でいいので、提供してください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 陳情第147号県立職業能力開発校における自動車整備科の再編計画に関する陳情です。一般質問でも議論があったかもしれませんが、2点ほど確認していきたいと思います。

処理方針の中で民間専修学校と重複緩和を図る等々ともあるのですが、民間の部分でも大分担っているという意味なのか、その辺、ここが言いたいところを説明をお願いします。

○屋宜宣秀労働政策課長 県内におきましては、民間専修学校が1校自動車整備士を養成していきまして、同じく県の職業能力訓練校と同じ2級の整備士を育成しているところです。こちらが今現在定員70名ということで、訓練を行っているものですから、そちらの部分と行える部分の分担的なものも図れるだろうという意図がありました。

○大城憲幸委員 ちなみにそこは何年度から始めているのですか。

○屋宜宣秀労働政策課長 同校は平成20年度に当初20名で開校して、平成21年度に50名、平成24年度から定員70名という形で増員しています。

○大城憲幸委員 それからもう一点。陳情文書表の中では、平成31年度に廃止することが決定されたから再考をお願いしますという趣旨ですが、陳情処理方針の中では、これから業界団体と意見交換をして検討してまいりたいということになるのですが、大分見解の違いのようなものがあるのですが、これは考え方として、そのまま県としては危惧する声があれば十分これから期間の中で再考しますと、そのまま受け取ってもいいのでしょうか。

○屋比久盛敏商工労働部長 本会議でも申し上げました再検討ということですが、それぞれの自動車整備業界のニーズが今どうなっているのか、最近の状況は多分大きく変わってきていると思います。まずそこら辺の話を聞いてみないといけないのかということがありましたので再検討すると。それから、その中でほかの科目の変更もありますので、それとのすり合わせなどが出てきますので、そこら辺を加味しながら、現在ある形をどう変えていくかということを検討したいということです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今回のことについてもう少しお聞きしたいのですが、県の職業能力開発校の自動車整備科に関して45名、民間でも同じような専門学校なのか専修学校なのかわかりませんが、それが現在70名ということは、県内で今、115名の人たちが育っていく。この沖縄の民間企業でどれくらい今必要としているのか、その辺は大体の把握はできていますか。

○屋宜宣秀労働政策課長 我々は今、就職状況という形で各学校の部分はある程度押さえてはいるのですが、民間は具体的に企業に移っていく部分というもので、今現在は把握していないところです。それらについても、事業者団体とヒアリングといたしますか、意見交換を行う形で再度把握をしていきたいと思っています。

○新里米吉委員 県立の職業能力開発校は45名の卒業生で、就職の状況はどうなっていますか。

○屋宜宣秀労働政策課長 この4年の間ですと、就職率は100%になります。就業者数116名のうち県内就職が102名、県外が14名という形になっています。

○新里米吉委員 これはかなりすばらしい状況ですね。100%の就職率があるのに減らすというので、少し理解がしにくくなるわけです。なぜ減らすのか。沖縄振興審議会でも議論したのはこの問題ではないけれども、全国の状況と比べたら、沖縄県内は大学の進学者率が46位かな。それだけを見ると低いということになるが、専門学校などは全国で2位と非常に高い。トータルで高等教育と考えると全国平均に近い。それは恐らく県内の企業の力量などを含めて考えたときに、大学卒の就職する部分というものが、県内企業の力量との関係でそれほど高くなくて、専門学校を卒業した人たちの就職を求める企業が多いという状況があるのではないか。沖縄の社会のニーズ、県内企業のニーズがそういう状況をつくっているのだらうと思います。実際にそうして100%もいっているとすると、なかなか学校を卒業しても、100%どころか3分の2も就職できるかどうかという心配が一般的にある中で、これだけ就職していて、それを減らすという論理がよくわからない。

○屋宜宣秀労働政策課長 今、自動車整備科のみのお話をさせていただいたところですが、県の職業能力開発校においては、実践に即した人材教育、職業訓練を行っているということで、平成27年度において具志川校が普通課程は全部で3科ありますが、就職率は97.1%。短期課程、いわゆる離退職者を中心とする6カ月から1年程度になります。そちらが91.3%。それから浦添校の普通課程、自動車整備科のほかにも建設機械整備科、OA事務科等がありますが、そちらが就職率100%。短期課程も含めて一短期課程は電気工事科などがありますけれども、それらも含めて浦添校は全て100%という形になっていまして、合計で96.6%と高い就職率を誇っているところです。

○新里米吉委員 今の説明を聞けば聞くほど、県立の職業能力開発校がいかに県内企業から必要とされているかをむしろ説明しているような感じに受けるのです。やはり、職業能力開発校や専門学校の卒業生は即戦力として企業が求めている、非常に就職率がいいと。こういう状況があるから、沖縄は全国でも専門学校が非常に高い。全国2位というのだから、高いというのはそれだけ社会のニーズに合っているということです。職業能力開発校もニーズに合っていることをやっているということで、100%も就職しているのに減らしましょうというのがよくわからないので、皆さんもきちんと説明できないようだから、これはもうそれ以上やりませんが、業界の皆さんとよく話し合いをして、こういう学校というのは社会に出ていってもらって、沖縄の経済発展のために頑張ってもらおう人たちですから、それを県の職業能力開発校があつてそこがこういった実績を上げている。上げていく中で減らそうという話が出てきたわけだから、それを減らしていいのかどうかをもう一度関係業界としっかり話をして、今の皆さんの計画を考え直す必要も出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、再生可能エネルギーで太陽光発電が住宅の近くに、いわゆる空き地が結構あるようで、そこら辺に置いて、これが直接隣近所に光が入ってきて非常に迷惑していると。大宜味村は非常に困ってしまって、それで前にも出てきて、今度は議会が出してきているわけですが、今見たら、ガイドラインについて話し合いをしたということです。法的な規制ができないものだろうかと今回出てきています。国はそういう動きはありますか。

○伊集直哉産業政策課長 法的な規制というのは、国が太陽光発電施設の認定を行いますが、その認定を取り消す権限を今回の法律改正の中で盛り込んでい

るということです。

○新里米吉委員 ということは、ガイドラインの問題と、あとは県議会で意見書を出してくれということと、法的な規制の話だったわけですが、ガイドラインを出して、それから法的規制の方向に動いているということになるわけですね。

○伊集直哉産業政策課長 ガイドラインに関しては、先ほどの法改正に合わせて一ただ地域が主体となって取り組むことを前提に、ガイドラインは策定をするという形になっています。それぞれ地域によって実情は異なりますので、地域における条例ですとかそういったもので規制をかける方向性をきちんとつくっていただくということが1点です。それに対して、国はこの認定を取り消すというような権限もありますので、それもガイドラインの中に盛り込んでいくという、そういった趣旨でガイドラインが作られるものと認識しています。

○新里米吉委員 新聞で見たのですが、大宜味村はたしか自分たちで条例をつくったというのが新聞に出ていました。これは皆さん入手していますか。

○伊集直哉産業政策課長 承知もしていて、入手もしています。

○新里米吉委員 大まかに、非常に大事なところで、どのようなことを書いてあるのですか。

○伊集直哉産業政策課長 大宜味村の条例の中では、再生可能エネルギー発電事業者に対して、要するに太陽光発電事業者に対して発電の規模にかかわらず、小規模に対しても事前に住民に対する説明会、村役場への届け出の義務づけを盛り込んだ条例を制定しています。ちなみに本年の9月28日に制定し、同日付で施行されています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 陳情第165号軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情、資料では15ページの2について何点か質疑させてください。

まず、ナカポツセンターの設置が5カ所とありますが、南部地区はどこにな

っていますか。南部地区の設置場所について教えてください。

○喜友名朝弘雇用政策課長 南部地区は浦添市前田に設置しています。

○西銘啓史郎委員 2点目ですが、アドバイザーや支援担当者等を4名、19名、10名とありますが、これはおのおのに配置されていると理解してよろしいでしょうか。

○喜友名朝弘雇用政策課長 各センターには、沖縄労働局と県の障害福祉課と雇用政策課で、就職支援の担当者をおのおの配置しています。

○西銘啓史郎委員 3点目ですが、おのおので大体の問い合わせの件数、電話なのか来所なのかわかりませんが、件数がもしわかれば後で資料として下さい。

4点目、この支援者やアドバイザーというのは資格が必要な方々ですか。

○喜友名朝弘雇用政策課長 雇用政策課分のものしか今は把握できていませんが、雇用政策課分は定着支援アドバイザーということで配置していますが、特に資格はなくて、障害者を就職支援している経験を重視しているということです。

○又吉剛子ども生活福祉部障害福祉課班長 障害福祉課分として生活支援員の配置がありますが、その資格については特にはないのですが、これまでの経験者ということで配置をしています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 今回の陳情第165号軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情の件ですが、この陳情の文章には非常に緊迫した訴えがあるのですが、それに対して皆さんの処理方針にはギャップを感じるのです。例えば、皆さんが行った障害者計画策定のアンケート調査には、金銭管理や消費者トラブル、あるいは知的障害者の被害の件数、そういったものがゼロになっているとか、実態とかけ離れた調査結果になっているということがあったり、あるいはこのサポートセンター5カ所があるけれども、卒業生全体をサポートするには人手が足りない。支援が得られない期間が次々とあって、問題化、深刻化している

というようなことがあったり、精神疾患、不登校、ひきこもり、妊娠等切実な相談が上がっていて、知的障害、発達障害の女性等への支援体制がなく、家族に大きな負担が強いられているという幾つもの非常に深刻な実態が訴えられているのですが、皆さんの処理方針からはその辺の緊張感が伝わってこないというこの状況はどうですか。きちんと対応できているという、この処理方針でこういう問題に対する対応ができると認識しているのですか。

○又吉剛子 ども生活福祉部障害福祉課班長 現在、一般就労を行う障害者については、処理方針にあるとおり障害者就業・生活支援センターで、生活支援や就労支援、定着支援アドバイザーを配置して支援を行っているところですが、在職障害者の支援ニーズがどんどん増加している、多様化かつ増大しているという状況もあることから、現在、生活リズムや体調管理などの就労に伴う生活面の課題を把握し、必要な支援を行うという職場定着支援に向けた新たなサービスの創設は、現在国で検討されているところです。これについて、県でも注視しながら必要な対策を講じていきたいと考えていまして、これについては教育庁や商工労働部、障害者就業・生活支援センター等の関係団体と連携を図りながら、既存の制度や新たな制度の状況を踏まえて、今後とも課題の解決に向けて努めていきたいと考えています。

○金城勉 委員 この陳情の文章からすると、今の答弁だけではどうも心もとない気がするのです。この実態をもっと皆さんも現場に足を運ぶなり、関係者の現状をきちんと把握するなりして、それに見合うような対応の仕方をぜひとっていただきたいと思いますがどうですか。

○山内末子 委員長 この陳情は生活支援は障害福祉課、雇用については雇用政策課という理解でよろしいですね。

喜友名朝弘雇用政策課長。

○喜友名朝弘 雇用政策課長 今、委員長がおっしゃったように、この全体の陳情が子ども生活福祉部に一旦振られていて、就労関係について経済労働委員会で審査していただいているということですので、そういった細かい御説明については、子ども生活福祉部で説明いただくと理解しています。

○山内末子 委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から、当該陳情は文教厚生委員会にも分割付託されている旨説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。
金城勉委員。

○金城勉委員 そういうことであれば、お互いに横の連携も図りながら、生活支援の件もありますから、そこは文教厚生委員会、障害福祉課に持ち帰って、非常に深刻な訴えがありますから、それに対応できるような対処の仕方をお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 陳情第147号県立職業能力開発校における自動車整備科の再編計画に関する陳情です。一つは応募状況、定員に対して減らそうという計画になるものですから、応募状況を単年度でもいいですから。

○屋宜宣秀労働政策課長 先ほど、民間の専修学校ができたお話をお答えさせていただいたところですが、この時期でもって分けますと、約14年分のデータですが、平成15年度から平成19年度、平成20年度に民間の専修学校が20名で開校しますが、その時点までですと応募者数が2校合わせて824名。単純に定員で割ると3.7倍になります。平成20年度から平成23年度まで—これは民間の定員が20名から50名で、平成20年度が20名、平成21年度から平成23年度までが定員50名でやっている時期ですが、この間が応募者数が415名で応募倍率が2.3倍。平成24年度から平成28年度は民間専修学校の定員が70名以降ですが、この時期は応募者数が545名で定員で割りますと2.4倍になります。

○瀬長美佐雄委員 そういう意味では、応募者が減っているわけではないということの確認でした。ちなみに年間の学費、要するに県立と、民間ができて、民間にも任そうという流れでいうと、それぞれの年間の学費についていかがでしょうか。

○屋宜宣秀労働政策課長 現在、県立職業能力訓練校においては、学卒者向け職業訓練及び離・転職者向けの職業訓練はいずれも無料ですが、テキスト代、

教材代、工具等は買ってもらいますので、そちらは実費負担という形になります。お話になっていました、いわゆる学費的なものは無償という形になります。民間の学校の場合は、授業料から諸経費を含め、2年間で約180万円程度と聞いています。

○瀬長美佐雄委員 要するに、民間でこの技能を身につけようとするれば180万円かかると。ちなみに学費はないけれども、実費相当分はどれくらいの負担がありますか。

○屋宜宣秀労働政策課長 訓練校の例ですとテキスト代、それから自動車用の工具がかなり高価と聞いていて、おおよそ20万円くらいと聞いています。

○瀬長美佐雄委員 そういう意味では、やはり家庭的に困難な状況の中で、県立であるがゆえに応募もできるし、訓練で技能を身につけてそれで自立していくという点では、180万円になっている、要するに金がなければなかなかこの世界に行けないという民間の実態との比較でも、今後の継続については、その面も含めて検討していただけないかと思いますが、どうでしょうか。

○屋比久盛敏商工労働部長 確かにかなりの開きがあると認識しています。ただ、希望者が2倍から3倍近くですが、筆記試験、面接試験があります。その中から選抜されて、現在でいうと45名が入校できる状況です。その辺で頑張っていた方が応募してくるだろうと思いますので、その辺は先ほど言ったような再検討をしたいと考えています。

○瀬長美佐雄委員 本会議での答弁との整合性も出てくるので、これは平成29年度をもって終了ということは、今年度で終わりということですか。

○屋宜宣秀労働政策課長 本会議で申し上げたのは、平成29年度まで募集を行い、この方々が卒業した時点で学科廃止ということで答弁した次第です。

○瀬長美佐雄委員 平成29年度は募集するということと、継続は今後の話し合いによると理解していいですか。

○屋宜宣秀労働政策課長 先ほど商工労働部長からもお答えしましたように、そういうニーズがあるということですので、業界団体と意見を交換してしっか

りと検討していきたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後 0 時11分休憩

午後 1 時30分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の請願第 4 号外 1 件及び陳情第54号外 5 件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を配付しております。1 枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、請願の継続が 2 件、陳情の継続が 6 件となっております。なお、継続請願 2 件と継続陳情 5 件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情 1 件について、御説明いたします。なお、修正のある箇所は、取り消し線及び下線により表示しております。

説明資料の 5 ページをお開きください。

陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固阻止するよう求める陳情。この陳情につきましては、経済産業省と国土交通省が検討を行った

結果、平成28年10月12日に、当該事業は道路運送法に直ちに抵触するものではないとの判断を示したことから、処理方針を変更するものであります。

以上が、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 変更があった5ページの陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固阻止するよう求める陳情ですが、前々からこちらの議論の中でも、国が方針を示さなくても、沖縄は独特というか独自の問題であるし、地域によっては非常に社会問題化しているし、今後影響が広がる可能性があるからという議論があったと思いますが、今私も見たのですが、国がそういう方針を出したということですが、県として、今後そういうものを取り締まる方法があるのか。どういう形で陳情、要望に対しても対応していくのかを再度お願いします。

○糸数勝観観光振興課長 今回のレンタカー利用者とドライバーマッチングサービスについては、国から現状においては道路運送法に抵触しないという判断が下されましたが、そうはいつても観光客のレンタカー利用における安心安全を図る観点から、県としては、引き続き事業者がそういった法令遵守をしているかどうか等を含めて、注意を払っていきたいと考えています。仮に法令違反等があれば、所管する国に連絡等をして是正を促していきたいと考えています。

○大城憲幸委員 我々も、議会としてもこの要望の1番については取り組まないといけないと思うのですが、いろいろなこういう声がある部分について、今後、県として1番の部分の徹底調査・確認をすることについては、具体的にもある程度現時点でも把握しているという話なのか、今後、この要望のとおりもう一度洗い出しというか、現場の声も聞いて確認をして、方針をまた改めて出

していききたいという姿勢なのか。その辺はどうですか。

○**糸数勝観観光振興課長** 道路運送法の許可あるいは行政指導等の権限というのは内閣府沖縄総合事務局にありまして、そういったことから国において行う必要があるかと考えています。

○**大城憲幸委員** 我々も、少し勉強しながらやっていきたいと思ひますし、地域によっては事故が起こってからでは遅いという声もあるようですので、調査研究を議会としても議員としても進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

もう一点は、2ページの請願第8号観光客がトイレを探しやすくすることに關する請願についてお願ひします。

前回出て、少し議論をさせていただきました。若い皆さん、学生の皆さんが政策をつくるという勉強会の一環で出てきたものです。私もこういう指摘があって、改めて那覇の街などトイレを気にして歩きましたが、ちょうど今、立ち飲みがはやっていて、トイレ不足の話もあったのですが、それとは別で我々が歩いてみてもさっと入れる、使えるトイレなのかどうかというのはわからない部分がある。そこに若い皆さんが目をつけて、Wi-Fiマークのようなイメージ—世界共通で外国人が見ても、ここは入っていいとすぐわかるようなものをトイレに設置してほしいという趣旨なのです。これにはついていませんが、その世界共通で外国人の皆さんにもすぐわかるようなマークまで提案されているはずで、その辺は、私はすぐにでも取り組める部分なのかと感じたところではあります、その後の取り組み状況についてお願ひします。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 観光客に快適な環境を提供するという意味でのトイレに関する取り組みの請願ですが、前議会で若干答弁させていただきましたが、那覇市や一部の市町村で取り組む事例もある。そういう中で、一義的には地域地域の実情に合わせて—ここで言う実情というのは、例えば特に外国人の観光客が多く訪れている地域、あるいはそういうことではなくて、たまにお見えになるとちょっと戸惑いを感じているような地域等々、いろいろあるわけですね。その辺について、しっかりおもてなしをしましょうという認識をまず共有しながら、そして全県的にしっかり進めていくということが重要かと考えています。そういったことで、さきの議会の後、10月19日に沖縄県の地域観光協会等会議がありました。そこでこの請願の趣旨について説明をしまして、それぞれの地域に、特に外国人を含めて受け入れに対する実情、状況もあるよ

うだけれども、しっかりとここは取り組んでいきたいので今後検討しましょうと。それぞれの地域の実情、状況というのをまず把握してくださいといったお願いをしたところです。今後はその結果を集計しながら、委員からもございましたピクトグラム、ああいったものについても県で旗を振る方法がいいのか。いろいろあると思いますが、具体策を検討していきたいと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 ウィンタースポーツに関して6月に請願を出していますが、この中身というよりは、ウィンタースポーツそのものを振興させていこうという南国沖縄の力ということですが、ジュニアは九州でも優勝したりしています。つい最近、非常にビッグニュースがありました。ぜひその辺の御説明を簡潔にお願いします。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 12月4日に行われた九州ブロック大会において、青年クラスが初優勝という快挙をなし遂げました。昨年度も国体に参加して初めて1勝しました。今年度は九州での優勝を前にして、2回戦、場合によっては8位入賞をやってくれることを期待しています。去年6月の議会で上がったように、今、我々はどうにかして沖縄アイスホッケー連盟に支援できる方法はないかということで、その後、公益財団法人沖縄県体育協会もあわせて話し合いをする中で、前にも御説明しましたが、企画提案型というものを毎年公募しています。そちらに応募する形になりますと約250万円くらいのお金が行きますので、それだと使い勝手がありますので、その辺も活用する中で一緒になって支援できるようにやっていきたいと考えています。

○山川典二委員 皆さんの現場を見ると、ぼろぼろの道具を使ってやっているのですが、やはり用具代が高いということもあって、それでもって今回、青年の中では競争率の非常に高いところで九州で優勝して、九州代表として全国大会に今回行く。今、フィギュアスケートでよくテレビ中継がされていますが、世界中各地を回ってグランプリを争うということで視聴率が高い。皆さんの関心も高い。2020年東京オリンピックもあります。夏のオリンピックと冬のオリンピックがありますよね。そういう意味では、この沖縄の地から今ジュニアが本当に順調に育っていますし、牽引力となる青年がこうして九州で優勝したということは、ある意味皆さんの努力もあるのですが、本当に将来が楽しみだ

と。南国沖縄から将来、オリンピック選手が出てくるという可能性が今のところあるわけです。そういう意味では、少し息の長い話かもしれませんが、時間もかけながら、しっかりとウインタースポーツの振興のために頑張ってくださいと思います。もちろんそれ以外のスポーツ全体を盛り上げることもそうですが、やはり沖縄でなぜアイスホッケー、フィギュアスケートの選手たちがこうして育ってくるかということ自体が、環境も制限されている中で、今は練習場もワンリンクしかないわけです。その練習場も民営のところですから、一般で営業している以外の時間帯で使わせてもらっている。早朝もしくは夜遅くからの練習という、そういった環境が整っていない中での快挙ですから、その辺も加味していただきながら、今後も御支援、御指導をよろしくお願ひしたいと要望して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固阻止するよう求める陳情の件です。ちょっと確認ですが、平成28年10月12日に示されたということで、これは書面か何かがあるのですか。

○糸数勝観光振興課長 経済産業省のホームページに、ニュースリリースとして発表されています。

○西銘啓史郎委員 解釈の仕方を教えてほしいのですが、直ちに抵触するものではないという「直ちに」というのは、どのように解釈したらいいのでしょうか。

○糸数勝観光振興課長 これについては、道路運送法の考え方が、ドライバーと自動車を同時に提供する場合は法に抵触しますということで、今回の事業のスタイルは別々に提供されるので直ちに抵触しないという解釈をとっています。

○西銘啓史郎委員 取り消し線で消していますが、県として、国がどのような判断等を行うのか、その動向を注視していきたいと考えていますとありますが、国の判断が出て、白タク行為などに当たらないという見解であるという理解でいいのでしょうか。

○糸数勝観光振興課長 国がそのように判断していますから、そう理解しています。

○西銘啓史郎委員 この陳情とは離れるかもしれませんが、情報としていろいろ入ってくる利用者からの声で、国際線ターミナルでのタクシーの客引き行為のようなことが非常に多いのでどうにかしてくれと、私のところに入ってきたりしているのですが、県としてこの辺の実態を把握しているかどうか。

○糸数勝観光振興課長 石垣港については、クルーズ船が入港する場合は白タク行為と思われる事例が生じているということで、八重山警察署と沖縄総合事務局でビラ等を配付したことによって、かなり状況はよくなっているという情報は聞いています。

○西銘啓史郎委員 那覇空港の国際線ターミナルでは情報は入っていないのですね。

○糸数勝観光振興課長 その状況は把握していません。

○西銘啓史郎委員 では、この陳情に上がっているこの商品は旅行社の商品だと思いますが、ずっと継続して販売されているという理解でよろしいですか。

○糸数勝観光振興課長 はい、行っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 陳情第54号「しまくとうば教育センター」の設置要請を受け入れた学校教育を行わないように求める陳情で、しまくとうばに関する事で少しお聞きします。平成25年度から平成34年度にかけての普及推進計画ということで取り組んでいますが、学校現場における副読本やハンドブック等の活用状況はどうですか。

○茂太強文化振興課長 我々は7月に学校に調査をかけています。全体444校に配布してしまして、その中で288校が回答しているのですが、活用している、放課後で副読本を使っているというのが大体6割程度という回答が来ていま

す。

○金城勉委員 この陳情の趣旨としては、学校現場に負担をかけているのではないかということですが、そこはどうか。

○茂太強文化振興課長 まず学校現場においては、学習指導要領の中では、例えば方言の活用という授業の単位で活用している、授業を行っていると聞いています。この教育課程の中ではめ込んで、しまくとうばの授業を行うことは少し難しいという教育庁の見解を聞いています。我々としては、教育現場の中で活用していくことはすごくすばらしいことで、若い世代に普及させていくということは非常に重要なことだと思っていますので、教育庁と協力し合って、例えば給食時間のときに使っていただく。あるいは、父兄等が今、率先して読み聞かせをやっています。その中で、しまくとうばの紙芝居、しまくとうば読本を使って、そういった読み聞かせをすることも必要ではないか。放課後の学校で行われているところもありますが、クラブ活動、そういったところでぜひ率先して使っていただけないかということで、協力をお願いしているところです。

○金城勉委員 学校現場での先生方や子供たちの反応はどうか。

○茂太強文化振興課長 まず、学校の先生方に関しては沖縄県立総合教育センターで指導を強化していこうということで、セミナーを開催していると聞いています。学校の先生方も、我々も前期しまくとうばの普及活動をする中でいろいろ声は聞いていますが、やはり先生方自体も全部のしまくとうばを知っているわけではないので、例えば現地の話者を連れてくるだとか、そういった実際の学校の先生方ではなくて、地域の方々を呼んでから授業をするようなことも取り組めないかという課題も聞いています。生徒側は、直接聞いたわけではないのですが、間接的に聞こえるのは、しまくとうばというのは文化を継承していく、伝統行事を継承していくという意味では必要だということが認識されているという話は聞いています。

○金城勉委員 このしまくとうばの普及に当たって大事な要素だと思うのは、単に言葉を教えるという、これももちろん基本的なこととして大事ですが、やはり学んでいこうという意欲を喚起するためには、この沖縄の歴史、文化、芸能、さまざまなそういうウチナーンチュというアイデンティティーにまつわるいろいろな要素を取り入れながら、やっぱりワンネーウチナーンチュャッサー

という、このウチナーンチュの誇り、それを呼び覚ますような、そういうものを刺激することが非常に大事だと思うのです。そうするとやはり誇りが出てきて、自分自身がウチナーンチュであるという、そのアイデンティティーに対する目覚めがあれば、より積極的に言葉に対する求道心も出てくるのではないかと思います。そこはどうですか。

○茂太強文化振興課長 まさしくおっしゃるとおりでして、我々も、ただしまくとうばを教えるということだけではなくて、例えばほかの地域との違いをいろいろと学んでいただく。あるいは補助事業ですが、例えば芸能を通して、芝居を通してしまくとうばを教える。歌三線ですが、そういったものでしまくとうばを教えていく。そういったものも活動として取り組んでいるところです。

○金城勉委員 非常に大事なことだと思います。昔は水曜劇場とか、じかに芝居を見ることが一番なのでしょうが、そうでなければテレビで丘の一本松を見たり、大伸座を見たり、真喜志康忠を見たり、そういう中で我々はウチナーの文化に触れてきたのですが、ああいうものがアーカイブとして残っているはず。ああいうものを一般県民向けにも放送局と連携しながら、もっともっと触れ合う機会をふやす。あるいはそれを生かして学校現場で上映する。触れることがまずはきっかけになるし、また興味をそそることにもなるので、その辺の取り組みもやっていったらどうですか。

○茂太強文化振興課長 中期しまくとうば普及推進計画の中にも、例えばマスコミいわゆる広報媒体を使う、新聞、テレビも含めて協力体制としてとっていますので、そこにもお願いしようと思っています。例えばアーカイブという話がありましたが、民話集一今、沖縄県立博物館・美術館においては民話集のアーカイブの作成事業に取り組んでいるところで、そういったものも活用しながら、広めていくような形でやっていきたいと思っています。

○金城勉委員 10年計画で今進めています。自信のほどはどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 平成25年度から普及推進計画をつくりまして、前期3年をしまくとうば普及の機運醸成をする期間と位置づけて、平成27年度まで取り組みました。県の取り組みに加えて、市町村あるいはNGO、そして民間企業ベースでもしまくとうばを事業化するような動きもあります。また、マスコミでもそれぞれ県内2紙でしまくとうばに関する紙面を割いたり、

そういった形で一定程度機運醸成は図れたと見ています。ただ、やはり普及促進というこれからの3年間、4年間については実際にそれをドライブしていく必要があるものですから、その取り組みがより重要だろうということで、今年度策定した中期行動計画においては、前期の計画に比べると私どもでは関係機関等々多くの参画を得て、具体的な取り組みをこの中期計画の中に入れ込んでいます。その一つとして、しまくとぅばの普及促進の中核的な機能を担うしまくとぅば普及センター、これは仮称ですが、まずそれをセンター機能として位置づけて、遅くとも平成30年度くらいには設置しよう。そこで、例えば地域で行われる講習会に話者を派遣したりするようなコーディネート機能や、現在、地域ごとに会話集もつくっていいのではないかとということで、地域ごとにつくる。例えば国頭—北部地域という形でつくりますと、その中の国頭のある地区、本部のある地区と、北部という一つの言語圏とされる中でさらに違いますがよということなども、しっかりと5地域で、それぞれ会話集をつくりながら、それぞれ地域の違いを感じながら普及をしていく。そういった取り組みの会話集をつくったり、話者の育成そのものをセンター機能として位置づける。そういった形で回していくことにしています。これをしっかりと機能させることによって、普及促進の運動が実効性があるものにつながってくると考えていまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○金城勉委員 ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 先ほどの陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固阻止するよう求める陳情。幾ら国がそういった形で認めたと言っても、僕が気になる点は、これだけ観光立県と言われている沖縄でもしレンタカーを活用して事故が起こった場合、前回も言いましたが、どこが責任をとるのか。そういった議論もされていない話で、国がそういう判断をしたからということで、観光立県である沖縄県がそのようにしたらいろいろな面で問題が出てこないかと気になる。これだけ観光の資格もない、二種免許しか持っていない人が、ただ単にそういった形で運転手という形で、観光案内をしていく。何か起きた場合の責任はどうするかだと僕は思っています。このレンタカーを活用した業者も含めて、県は位置づけとしてこういう議論をしたのかということです。まず国がそういう判断をする前に、県側がどういった議論をしているのかを確認

したい。

○糸数勝観光振興課長 この件に関してプレスリリースが出た後、当該会社の社長に会って、こういった事故が懸念されるけれどもということで意見交換をしてきました。彼らなりに対策はとっているという言い方はしています。まず1点目が、免許証については3年以上経過した者を採用している。多くは面接をして、その中で例えばおもてなしの気持ちを持っている人、コミュニケーション力がある人は優先的に、お金もうけやあるいは面接上若干問題があるという人については、会社からお断りしているということは聞いています。また、運用の段階でアルコールチェッカー、あるいはドライブレコーダーを貸し出しはしていますという話はしていました。もう一つが、10月27日にこの会社が講習会を開いています。これはドライバーを対象として、交通安全協会の講師に来ていただいて、その中で事故の起きやすい交差点での映像を紹介したり、あるいは酒酔い運転の疑似体験—これは眼鏡をかけて、そういったものをしていくと。今後も2カ月か3カ月に1回は実施していきたいということは話していました。

○島袋大委員 沖縄ハイヤー・タクシー協会もしかりであって、協会の乗務員が抜かれているような状況ですよね、簡単に言えば。だから、これだけタクシー乗務員の採用率も含めて低い中で、タクシー会社がこの二種免許を取らせるためにも予算も出してあげて、免許を取らせた後に運転手として採用したのにもかかわらず、そういったところに流れる傾向が出ている。そういった形でまさしく今おっしゃったように、アルコールチェッカーもろもろ、これはタクシー業界が常にやっていることを個人で自主的にやらなければならない状況が非常に大きな課題ではないかと思っています。そういうものを含めて、県もタクシー業界とこの内容を含めてまず議論をしてほしいということと、これも続けて、1回こっきりではなくて、何か問題が起きた場合にこういった意見交換をタクシー業界とまずするという点と、そういう業者の皆さんとも1回やったからということではなくて、定期的に半年に1回、年に2回くらいは一業務日報まで出せとは言いませんけれども、事故があったのか、そういう報告もろもろを含めてさせるとか。あるいは県警察との連携を含めてやるとか、そういったことをやっていかないと、観光客というのは運転手がいなくてもただ案内してくれるという気持ちで、やる事業に関して乗っかってくるのは当然だと思えますから、その辺はまさしく、我々沖縄県はおもてなしの心かもしれないけれども、帰るときにおもてなしの心ではなくて、こういう事故が起きましたよとい

うことになった場合には話になりませんから、その辺は法律的にクリアできるということであっても、県としてはやはり何かの形で、問題が出ないような形での議論は、いろいろな業務をふやして申しわけないとは思いますが、その辺はしっかりとやるべきだと思っておりますが、その辺はどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 今般、直ちに道路運送法には抵触しないという判断は出てはいますが、ドライバーと車を直接、実質的に結びつけるような形態がもしあれば、これは法に抵触する可能性もあるというようなことも同時に示されています。我々としては、まずは道路運送法という法を遵守することも当然重要ですが、今、委員からございました安心安全、観光客にとっての快適な環境づくりという意味では、この事業者を含めてそれからタクシー業界も含めてどういった形で観光客に対して対応していくのか。これは常にアンテナも張っていきたいと思っておりますし、委員からございましたように、定期的にとこのところについてもしっかりと状況把握等に努めながら、適切に対応していきたいと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決順序及び方法について協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第6号議案沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の条例議案1件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案の条例議案1件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第18号議案指定管理者の指定について及び乙第22号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第22号議案の議決議案2件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件及び陳情15件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月16日 金曜日 午後1時30分から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子